

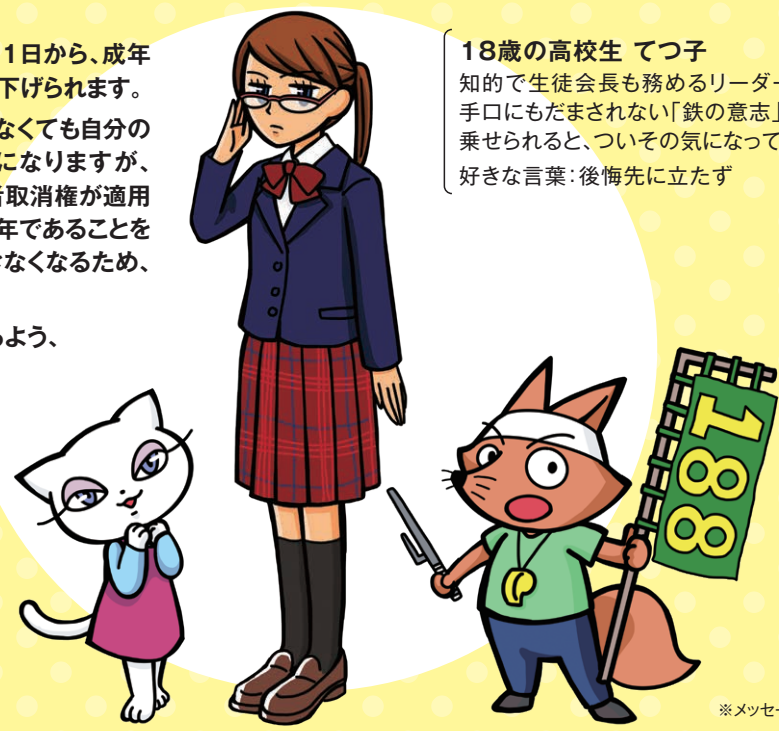
### 若者向け 特集号

# 2022年4月から18歳で「大人」に!

## ～ 大人になるってどんなこと? ～

- 民法の改正により、2022年4月1日から、成年年齢が現行の20歳から18歳に引下げられます。
- 成年に達すると、保護者の同意がなくても自分の意思で様々な契約ができるようになりますが、これまで認められていた未成年者取消権が適用されなくなり、一旦契約すると未成年であることを理由に、契約を取り消すことができなくなるため、注意が必要です。
- 「18歳から大人」として行動できるよう、今から心構えをしておきましょう。

**猫なで声の猫 ナデコ**  
人懐こい性格のかわいいキャラであるが、「猫かぶり」や「猫なで声」で、様々な商品・サービスの契約を獲得している。  
苦手な生き物：ネズミ



**18歳の高校生 てつ子**  
知的で生徒会長も務めるリーダー的存在。どんな手口にもだまされない「鉄の意志」を持っているが、乗せられると、ついその気になってしまうことが…  
好きな言葉：後悔先に立たず

**正義の味方 狐のゴン太**  
嘘が大嫌いで誠実な性格。先祖代々、狐は何を言ってもだましていると思われるから、信じてくれない会、通称「くれないのきつね」を作って、みんなが消費者トラブルに巻き込まれないように見守り活動を行っている。  
愛読書：ごんぎつね、手袋を買いに

※メッセージ動画の登場キャラクター

### 成年年齢引下げに伴う若者の消費者トラブル防止メッセージ動画を配信しています!



2022年4月1日からの成年年齢引下げによる若者の消費者トラブルの増加を防止するため、法改正に伴う注意点を広く呼びかけるメッセージ動画「18歳からの大人大作戦!!!」を制作し、YouTubeを使って広く配信しています。  
昨年度(2020年度)、県消費生活総合センターに多く寄せられた若者の消費者トラブルの中から、「美容関連の契約」、「インターネット通販」、「情報商材(副業や投資等で高収入を得るためのノウハウ等と称して販売されている「情報」)の購入」を取り上げて注意を促すとともに、困った時の消費者ホットライン「☎188(いやや!)」をキャラクターとテロップで紹介する35秒のアニメーション動画です。

## 18歳からの大人大作戦!!!

### ストーリー

猫なで声の猫 ナデコが成年年齢の引下げをチャンスに様々なビジネスを企て、巧みな話術で、18歳の高校生 てつ子に商品・サービスの契約をさせようとしている。正義の味方 狐のゴン太は、そんなてつ子を見守り、一歩手前で食い止めようとする。18歳のてつ子は、次々と消費者トラブルに遭遇するが、狐のゴン太に助けられ、そのトラブルを乗り越えていくことで、大人へと成長していく。



※画像はメッセージ動画の一部です



印刷・コピーOKです。広くご活用ください。

# 契約について学ぼう!



あいち暮らしWEB  
キャラクター  
ピピ

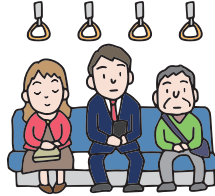
## 消費者力チェック!契約クイズに挑戦しよう (答えはページの下)

### クイズ1 下記の①~⑧のうち、「契約」はどれでしょう?

①洋服を買う



②電車に乗る



③アルバイトをする



④バスツアーに参加する



⑤友達とコンサートに行く約束をする



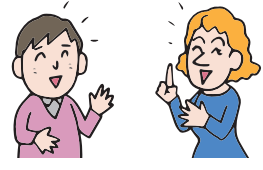
⑥アパートを借りる



⑦病院で診察を受ける



⑧英会話を習う



### クイズ2 次のうち、「契約が成立」したのはいつでしょう?

①商品をレジに置く



②レジの操作を始める



③代金を支払う



④商品を手渡す(受け取る)



契約とは、「法的な責任の生じる約束」のことで、当事者双方の合意によって成立します。

### 契約が成立するのはいつ?

商品の売買契約の場合、「買いたい」という消費者の意思と、「売りたい」というお店の意思が合致したときです。

原則として、**契約は口約束でも成立します**ので、よく説明を聞き、理解・納得した上で意思表示するようにしましょう。



### 契約書の効果は?

契約書は、契約内容で紛争が生じないように、また、紛争が起きた場合に契約内容を確認することができるようにするために作成するものです。

契約書に署名するという事は、その内容を読んでいなくても、原則として**書かれている内容の全てを承諾したものとみなされます**ので、契約書はよく読んで署名しましょう。

### 契約はやめられるの?

一旦契約すると、正当な理由がない限り、**一方的にやめることはできません**。

契約が成立すると、当事者双方は約束を守らなければなりません。売買契約であれば、消費者には「代金を支払う義務」が、お店には「商品を引き渡す義務」が生まれます。



【クイズの答え】

クイズ1: ⑤以外全部 (①売買契約 ②運送契約 ③雇用契約 ④募集型企画旅行契約 ⑥賃貸借契約 ⑦準委任契約 ⑧役務提供契約)  
クイズ2: ②レジの操作を始めたとき

# 若者に多いトラブル事例

## 1回だけのつもりが… (定期購入)



- ・お試し価格につられ、1回のみでサプリメントや化粧品を購入すると、翌月にも商品が届き、複数回購入しなければならない定期購入だったことに気が付きます。
- ・「定期購入が条件である」ことや、「解約・返品できない」ことなどをわかりやすく表示していないケースもあります。

アドバイス

○通信販売(インターネット通販を含む)には、クーリング・オフ制度<sup>\*</sup>の適用がありません!

ただし、商品が届いた日を含めて8日間は消費者が送料を負担して返品することができます。(販売業者が返品特約を定めている場合は、それに従うことになります。)

○本当に必要なものなのかどうか慎重に判断しよう!

SNSや動画投稿サイトでは、利用者のプロフィールや検索履歴から、興味に合った広告(ターゲティング広告)が表示されることが多いですが、本当に必要な物かどうか慎重に検討しましょう。

○申込みの際は、定期購入が条件となっていないか、解約・返品はできるかどうかなど、契約内容や解約条件を十分確認しよう!

<sup>\*</sup>クーリング・オフ(契約解除)についてはP.5参照



## スマホで稼げる副業ってあるの? (情報商材<sup>\*</sup>)



- ・情報商材は、契約前に内容を確認することができません。購入してみたら広告や説明と違い、あまり価値のない情報だったという場合もあります。
- ・また、情報商材をきっかけとして、高額なコンサルティングやソフトウェア等の購入をさせられるケースもあります。

アドバイス

○うまい話はありません!

「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告や、友人・知人からの誘いでも安易に信じないようにしましょう。

○友人や知人から勧誘されて断りにくいと思っても、必要のない契約はきっぱりと断ろう!

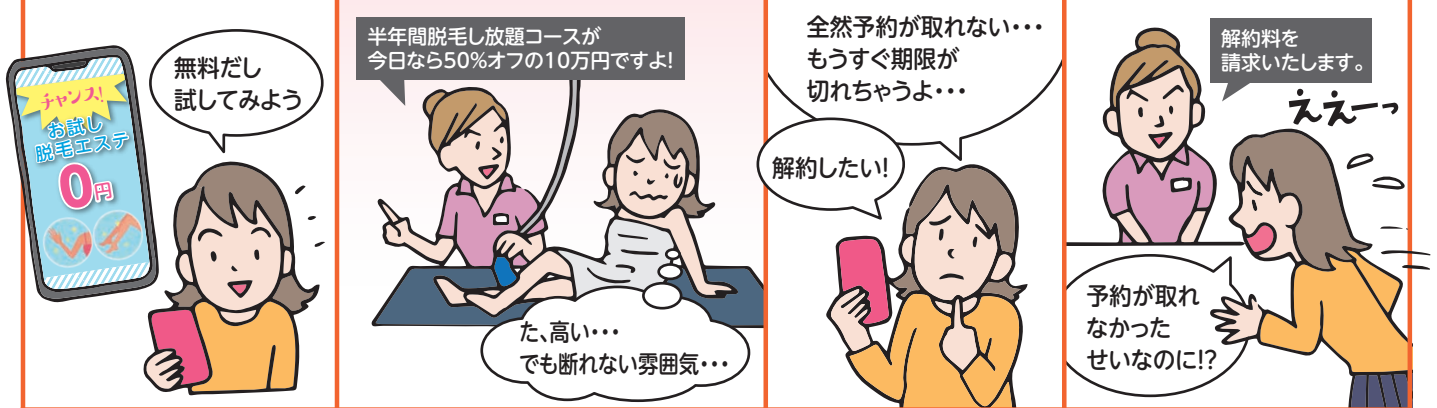
○断る際は「契約しない」とはっきり断ろう!

<sup>\*</sup>情報商材とは、インターネットの通信販売等で、副業や投資、ギャンブル等で高収入を得るためのノウハウ等と称して販売されている情報のことを言います。



# 若者に多いトラブル事例

## お試し脱毛エステのつもりが… (エステティックサロン)



・お試しやカウンセリングのつもりでエステティックサロンに行き、高額なコースを勧められて契約してしまったり、施術中に次々と契約を勧められるケースです。

### アドバイス

- 判断に迷う場合は、その場で決めない!
- 不要な場合はきっぱり断ろう。
- クーリング・オフ<sup>※1</sup>や中途解約が可能<sup>※2</sup>です。

※1: エステの場合、契約期間が1ヶ月、金額が5万円を超えるものが、クーリング・オフに該当します。

※2: エステの場合、クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも、法律で定められた解約料を支払えば中途解約(契約の途中で解約すること)が可能です。



## SNSにメッセージが届いて… (サクラサイトトラブル<sup>※</sup>)



・サクラサイトの誘い文句は出会いを求めるもの以外にも、芸能人をサイトで励まして欲しいといった同情心を煽るものや、お金をあげると言ってお金を持ちかけるものなど、さまざまなパターンがあります。

・サクラサイト内ではメール送受信が「1送信=〇ポイント=〇円」などとされ、サイト業者はこのポイントを販売します。

・被害者は、サクラによりやりとりを継続させられた結果、ポイントをどんどん消費させられるので、何度もポイント購入を繰り返し、多額のお金を失います。

### アドバイス

- 狙われるのは「心の隙間」。誰でも危険があることを忘れないようにしましょう。
- 心当たりのない電子メール等での魅力的な誘い・挑発・脅しには絶対に応じないように!
- 登録した後であっても、不審な点を感じたら毅然と関係を絶とう!
- 支払後でも悩まず、速やかに各地の消費生活センター、警察等に相談しよう。

※サクラサイトトラブルとは、サイト業者に雇われた“サクラ”が異性、芸能人、社長、弁護士、占い師などのキャラクターになりすまして、消費者のさまざまな気持ちを利用し、サイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、その度に支払いを続けさせる詐欺被害です。身近な人の異変を感じたら、積極的に声を掛け、助言するなど救済努力を行いましょう。



# クーリング・オフによる契約解除方法

## クーリング・オフ制度とは

訪問販売など、消費者にとって不意打ちとなる取引や、マルチ商法や内職商法などのトラブルが生じやすい特定の取引について、いったん契約した場合でも、後で冷静になって契約をやめたいと思えば、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。クーリング・オフをすると、支払った金額は全額返還されます。また、商品等の引取りに係る費用も事業者の負担となります。

クーリング・オフができる取引例	期間※
訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む）、電話勧誘販売、訪問購入	8日間
特定継続的役務提供（エステティックサロン、一定の美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）	
連鎖販売取引（マルチ商法等）	20日間
業務提供誘引販売取引（内職商法・モニター商法等）	

※事業者のうそや脅しによってクーリング・オフが妨げられた場合や、契約書面の記載内容に不備があったときは、期間が過ぎていてもクーリング・オフができます！

**注意!!**

### クーリング・オフができない取引例

- ・自らが店舗に出かけて品物を購入した場合、通信販売など、不意打ち性のない取引
- ・3千円に満たない現金での買い物、化粧品・健康食品など、消耗品の消耗した部分
- ・自動車・自動車リース、葬儀サービスなど

## クーリング・オフの方法

（書面を発信したときに効力が発生します）

- ・事業者の代表者宛てに、「契約を解除したい」旨を記載した書面（ハガキ可）で通知します。
- ・書面を出す前に両面をコピーし、出すときは「特定記録郵便」又は「簡易書留」などで記録（控え）が残るようにします。
- ・クレジット契約をしている場合は、クレジット会社へも書面を送りましょう。

はがき  
記入例

裏面

**契約解除通知書**

契約年月日 令和〇年〇月〇日  
書面受領日 令和〇年〇月〇日  
商品名 〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇円  
販売会社名 〇〇〇〇株式会社  
住所 〇〇〇〇市〇〇〇〇番地  
氏名 〇〇〇〇氏

右記日付の契約は解除します。  
なお、すみやかに支払済の〇〇〇〇円を返金し、  
商品を引き取ってください。

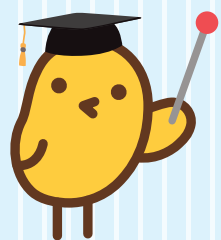
担当者〇〇〇氏

郵便はがき

〇〇〇〇〇〇

表面

〇〇市〇〇町〇〇番地  
株式会社  
代表者  
様



諦めないで!!

### ●未成年者の契約は取り消すことができます！（未成年者取消権）

未成年者（既婚者を除く）が保護者（法定代理人）の同意なく結んだ契約は、原則として取り消すことができます。（民法第5条第1項本文、同条第2項）

ただし、次の場合は取り消すことができません。

- ①保護者から任されている営業取引に関する契約（民法第6条第1項）
- ②あらかじめお小遣いとして渡された範囲内での契約（民法第5条第3項）
- ③自分が成人であると偽ってした契約（民法第21条）（事業者から指示され、成人であると偽った場合は取り消すことができます）

### ●また、不当な勧誘により締結させられた契約は、「消費者契約法」により取り消すことができます場合があります。

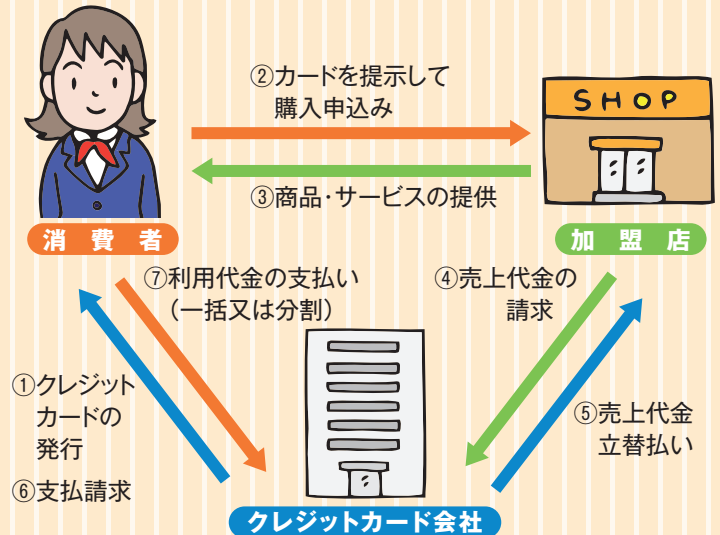
詳しくは「消費者ホットライン ☎188（いやや!）」にご相談ください。

# お金について学ぼう!

## クレジットカードの仕組みを知ろう!

クレジットとは「信用」という意味で、消費者の「信用」をもとに、クレジットカード会社が販売店に代金を立替払いし、消費者が商品・サービスの提供を先に受けて、後からクレジット会社に返済するというシステムです。

手元に現金がなくても商品をすぐに手に入れられる便利なシステムですが、クレジットによる買い物は、「借金」であることを認識することが大切です。



### 利用上の注意

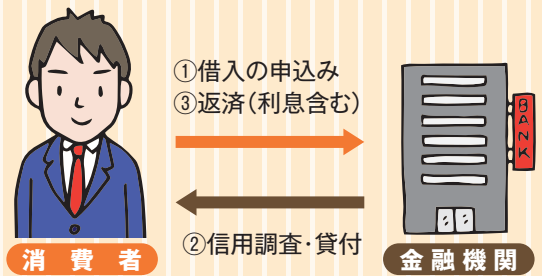
- 利用は確実に返済できる金額まで
- 金利や返済総額を必ず確認
- 支払明細書のチェックを忘れずに
- 支払期日を必ず守る
- 家族や友人であっても、カードを貸さない
- キャッシング(借入)の利用は慎重に

## ローンの仕組みを知ろう!

ローンとは、金融機関(銀行、カード会社、消費者金融等)から直接お金を借りることです。

消費者が金融機関に借入の申込みをすると、金融機関が消費者の信用調査をしてお金を貸し付けます。消費者は利息とともに借りたお金を決められた期間内に返済します。

車などの高額な買い物をする場合には非常に便利なものですが、ローンはあくまでも「借金」です。お金に困って借りると、利息とともに返済するのは大変困難になることを認識しましょう。



## 借金するよう指示し、強引に契約を迫る手口に注意!

情報商材やエステの勧誘などで、「お金がない」と言って断っても、借金やクレジット契約をさせてまで強引に契約を結ばせるトラブルが、若者に多く発生しています。



### 事例1 情報商材の説明を聞きに行ったら...

お金がないなら借りればいい!  
このノウハウ通れば借金  
なんてすぐに返済できる!

学生ローンで、資格を取る  
ための学校に通う費用と  
言えば貸してくれる



みんな学生  
ローンで借  
りて支払っ  
てる。



### 事例2 エステティックサロンで長期コースを勧められて...

クレジットが  
利用できます

分割払いにすれば大丈夫!



- 借金をしてまで契約すべきものかよく考えましょう。
- 断る際は、「お金がない」ではなく、「いりません」ときっぱり断りましょう。
- ウソについて借金することは絶対にやめましょう。



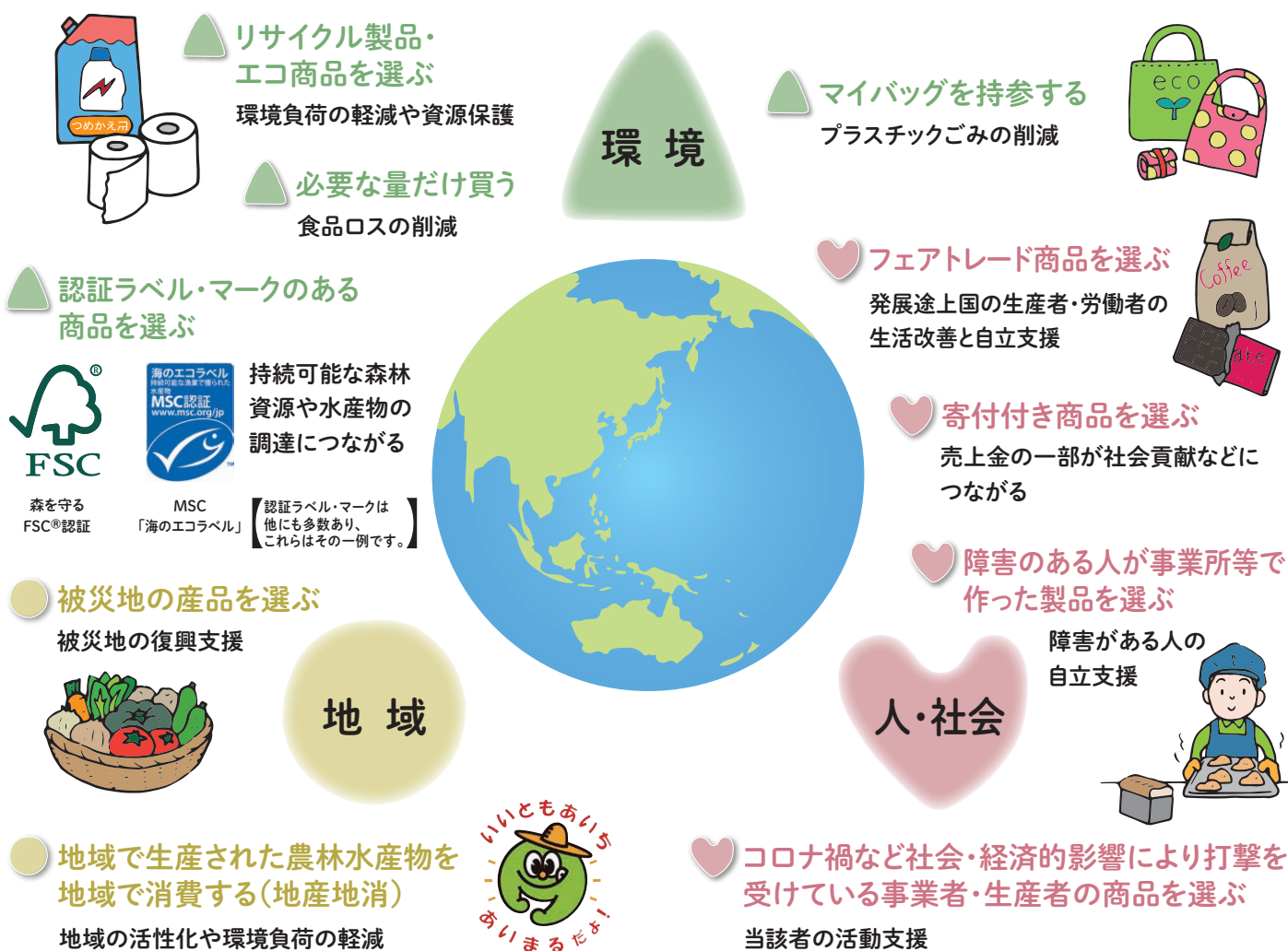
# 地球にやさしい消費で、未来を変える それが「エシカル消費」。

「エシカル」とは、英語で「倫理的」という意味で、人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費することを「エシカル消費」といいます。

ちょっと難しく感じるかもしれませんが、自分のことだけではなく、大切な人や、困っている誰かのために、そして地球のこと、未来の子どもたちのことに想いを馳せて消費することが「エシカル消費」です。

消費者一人ひとりのエシカルな行動が世界の未来を変える“チカラ”を持っていることに気づき、日々の生活の中で「エシカル消費」を実践してみませんか。

## 「エシカル消費」の具体例



### 「エシカル×あいち」ロゴマーク

エシカル消費を普及啓発するための県独自のロゴマークです。



### エシカル消費イメージ動画

エシカル消費の行動例やその効果など、エシカル消費をイメージできる動画です。

ご視聴はこちら→



イメージ動画 (一部抜粋)

詳しくはこちら！

エシカルあいち [検索](#)

エシカル消費ポータルサイト「エシカル×あいち」



# 学校での消費者教育を応援します!

## 無料 講師派遣のご案内

学校などにおける消費者教育を推進するため、授業や学年集会、教員やPTAの研修会などへ、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの講師を無料で派遣しています。

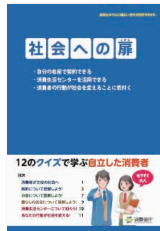
ぜひ、ご活用ください。

### ●成人を間近に控えた高校生等向け

- ・消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した講座(実践的授業)

### ●教員向け

- ・成年年齢引き下げを見据えた消費者教育の指導方法
- ・消費者庁作成教材「社会への扉」の活用方法
- ・消費者市民社会とエシカル消費 など



愛知県 消費者教育 講師 検索

### ●児童・生徒・PTA向け

- ・契約の基礎知識 ・消費者トラブル事例と対処法
- ・金融教育(クレジットカード等)
- ・消費生活センターの概要
- ・持続可能な消費の実践(エシカル消費) など

## 「あいち暮らしWEB」・「あいち暮らしっく」のご案内

### ●消費生活情報 あいち暮らしWEB

楽しく学べる消費者教育教材等を掲載しています。

- ・動画で学ぶ「かしい消費者市民になろう!」
- ・マンガでわかる「相談窓口へ行こう!!」 など



あいち暮らしWEB 検索

### ●消費生活情報 「あいち暮らしっく」

悪質商法の注意喚起をはじめ、消費者事故やエシカル消費など、幅広い消費生活情報を掲載しています。



毎年12月に発行する、「若者向け特集号」を含め、年6回ウェブ配信しています。

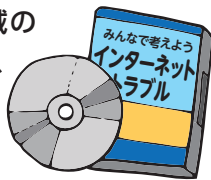


あいち暮らしっく 検索

## 無料 映像教材の貸出

契約・クレジット・悪質商法・インターネット・消費者教育など、消費生活に関するDVD等の教材の貸出をしています。

学校での授業や研修、地域のイベント、学習会などでぜひ、ご活用ください。



愛知県 消費者教育DVD 検索

## 消費者教育オンライン講座の動画配信

高等学校等の授業や家庭学習用としてご活用いただくため、成年年齢引き下げや契約などをテーマとした講座をYouTube上に開講しています。



愛知県 消費者教育 YouTube 検索

お問合せはお気軽に、愛知県県民生活課 ☎052-954-6603まで!

## 消費生活相談窓口を利用しよう!

消費生活相談窓口では、商品やサービスに関する契約トラブルや、悪質商法による消費者被害、製品事故等についての相談を無料で受け付けています。トラブルに遭ったり、不安を感じたときは、一人で悩まずにお早めにご相談ください。

相談内容などの秘密は守られます!

一人で相談するのが不安な場合は、ご家族や学校の先生などの身近な人と一緒に相談してくださいね。



消費生活相談員

消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

お近くの市町村や県の消費生活相談窓口につながります。

愛知県の消費生活相談窓口

■愛知県消費生活総合センター ☎(052)962-0999  
インターネット(愛知県電子申請・届出システム)でも受け付けています。

いつまでも悩んでないでまず相談!

※あいち暮らしWEB「消費者トラブルかるた」より抜粋

発行/愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎(052)954-6603

\*「あいち暮らしっく」は、愛知県金融広報委員会の助成金を活用して発行しています。・発行月/2021年12月

消費者トラブル情報を始め、暮らしの情報サイト「あいち暮らしWEB」をご覧ください!

あいち暮らしWEB 検索